

第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧に止まらず必要な改良復旧を行うなど、将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を充分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

併せて、災害に伴って生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

（1）公共土木施設災害復旧事業計画

- ア．河川
- イ．海岸
- ウ．砂防設備
- エ．林地荒廃防止施設
- オ．地すべり防止施設
- カ．急傾斜地崩壊防止施設
- キ．道路
- ク．港湾
- ケ．漁港
- コ．下水道
- サ．公園

（2）農林水産業施設災害復旧事業計画

- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。なお、事業別の国庫負担及び補助率は、概ね資料6－1のとおりである。

資料6－1 事業別国庫負担等一覧

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律」による指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、江差町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じ、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法によって実施するものとする。
- (5) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じ、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、江差町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名	サ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況	
カ 援護の実施の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
ク 電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	セ その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
コ 罹災証明書の交付の状況	

- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利

用することができる。

- (4) 町長は、必要に応じ、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報をその保有に当たって、特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し又は提供することができる。

ア．本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ．町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ．他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

ア．申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ．申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ．提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ．提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ．その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

- (3) 町長は、(2)の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき、又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより、知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の1の(2)のス）を含めないものとする。

第3 融資・貸付等による金融支援

被災した住民等の生活再建や経営安定等を期するため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））

- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援